【若者政策議会 定款】

第1章 総則

第1条(名称)

本会の名称は、若者政策議会(英語名: Youth Policy Parliament)とする。

第2条(所在地)

本会の議会運営、連絡、情報共有は、Discordを主要なプラットフォームとして行う。

第3条(目的)

本会は、若者が支持する政策を社会に可視化し、有権者および関係機関に伝えることを目的とする。

第4条(ビジョン)

少子化の時代においても、若者のための政策が、支持層にかかわらず実施される社会の実現を 目指す。

第5条(ミッション)

本会は、若者の政治参加を促進し、政策を学び、議論し、提言する機会を提供することにより、若者による政策実現を支援する。

第6条(活動内容)

以下の活動を行う。

- 1. 議員の選出と管理
- 2. 定例会議および議題の討論
- 3. 政策提言の策定と発信
- 4. 広報活動(SNS·動画制作等)
- 5. 有権者による投票の実施

第2章 会員

第7条(会員の区分)

会員は以下の3種とする。

- 1. 運営チーム(代表、副代表、書記、広報等)
- 2. 議員(選挙により選出された高校生)
- 3. 有権者(高校生で議員への立候補および投票が可能な者)

第8条(資格)

議員および有権者は、当該年度に高校に在籍している者とする。

第9条(会員の権利)

- 1. 議員は、議会において発言権および投票権を有する。
- 2. 有権者は、議員への投票および議題提案が可能である。
- 3. 運営チームは、議論には参加できないが、議会運営と広報、記録、会計等を担当する。

第10条(守秘義務)

すべての会員は、議会内で議論された未公開の情報を外部に漏らしてはならない。特に個人情報については、本人の同意なく公開してはならない。

第3章 選挙と議員選出

第11条(立候補の資格と手続き)

議員に立候補できる者は、有権者として認証された高校生であり、指定された期間内に所定の 方法で立候補の意思を表明した者とする。

第12条(立候補者および議員数の上限)

議員選挙では、あらかじめ定められた定数(例:12名)に基づき、得票数の多い順に当選者を決定する。立候補者数には上限(例:30名)を設けることがあり、その場合は先着または推薦により確定する。

第13条(選挙の形式および当選の決定)

選挙はGoogleフォームによるオンライン投票で行い、得票数の多い順に当選者を決定する。同数得票の場合は追加投票または抽選により決定する。

第14条(当選者の年齢確認)

当選者は、運営チームの指定する方法により、年齢確認書類(学生証・保険証等)を提出するものとし、提出がない場合は当選を無効とする。

第15条(不正投票の対応)

投票は1人1票とし、不正が発覚した場合はその票を無効とし、悪質な場合は除名処分とすることがある。

第16条(議員の辞退・欠員補充)

辞退・除名により欠員が生じた場合、次点の得票者を繰り上げて補充することができる。ただし、 選挙から1か月以上経過している場合は、空席のまま次回選挙を待つことができる。

第4章 組織構成と役割

第17条(議会の役職)

- 1. 議長:議会を代表し、議論の進行を行う。
- 2. 議員:選挙によって選出される議会の構成員。

第18条(運営チームの役員)

- 1. 代表:本会全体を統括し、対外的責任を負う。
- 2. 副代表:代表を補佐し、必要に応じて代行する。
- 3. 書記:議事録の作成および記録の管理を行う。
- 4. 広報:外部への広報活動を担当する。

第19条(選出と任期)

- 1. 議員は選挙により選出される。
- 2. 議長は議員の投票により選出される。
- 3. 運営チームは代表による任命または志願制とする。
- 4. 任期は6か月、再任は制限しない。

第20条(Discordサーバー管理)

- 1. Discordサーバーは代表が管理権限を持ち、運営チームが共同で運用する。
- 2. サーバーへの招待、ロール付与、Bot活用等は運営チームが行う。

第21条(ロールと権限)

- 1. 有権者:議題提出・投票が可能。
- 2. 議員:発言・投票可能、専用チャンネルあり。
- 3. 議長:議論の進行と軽度な管理が可能。
- 4. 運営チーム:全般的なサーバー管理と記録・広報を担う。
- 5. @everyone: 初期ロール、閲覧・投稿制限あり。

第5章 会議運営

第22条(定例会議)

毎週土曜日にDiscordで開催する。議長が進行し、議題の討論および共有を行う。

第23条(臨時会議)

代表および議長の判断により開催可能とする。

第24条(定足数)

議員の3分の2以上の出席で成立。出席はDiscordチャンネル参加、リアクションまたは発言をもって代える。

第25条(会議通知)

定例会議は前日までに議題と日時を告知する。臨時会議も同様に通知する。

第26条(議題提出)

有権者および議員は、所定フォーマットにより議題を提出できる。運営チームが整理して議長と 共有する。

第27条(議事録の作成と承認)

書記が作成し、議長が確認。1週間以内に共有・訂正を行い、議員間で承認されるものとする。

第6章 会員の退会・除名

第28条(退会)

議員が退会する場合、Discordおよび名簿から削除され、議決権・発言権を失う。

第29条(除名)

3回以上の警告を受けた者、または他者に対する暴力・暴言を行った者は、運営チームの過半数の決定により除名される。

第7章 解散

第30条(解散の決定)

議員の3分の2以上の賛成をもって、代表が最終的に判断し解散することができる。

第8章 附則

第31条(定款の改正)

定款の改正は、議員の3分の2以上の賛成により行う。

第32条(発効日)

本定款は2025年○月○日より施行する。